

## 日本国憲法改正原案要綱

### 一 国会の憲法改正発議要件の緩和

日本国憲法の改正に係る国会の発議要件を、現行の「（各議員の総議員の）三分の二以上（の賛成）」から「（各議員の総議員の）過半数（の賛成）」に引き下げるものとする。 （第九十六条第一項関係）

### 二 施行期日

この憲法改正は、〇〇から施行するものとする。

（附則関係）

## 日本国憲法改正原案

日本国憲法の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「三分の二以上」を「過半数」に改める。

### 附 則

この憲法改正は、〇〇から施行する。

## 理由

現行日本国憲法の定める国会の憲法改正発議要件は厳格に過ぎ、時代に応じた憲法改正の道を広げるとともに国民が憲法改正を通じた憲法論議に実質的に参画する機会を確保する上で、大きな障害となっている。そこで、現行日本国憲法の硬性憲法たる基本的性質を維持しつつ国会の発議要件を緩和することにより、国会が柔軟に憲法改正を提案することができるようにすることとし、主権者たる国民が憲法改正手続きに参加する機会を拡充し、もって国民が国家の基本法たる憲法に関する論議に主体的かつ実質的に参画する機会を確保し、国民主権国家としての我が国の統治構造の基盤を確固たるものにする必要がある。これが、この日本国憲法改正原案を提出する理由である。